

広島県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十八年四月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

## 別表

指 定 施 設		変 更 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
尾道市瀬戸田西体育センター	尾道市瀬戸田町福田 577 番地 2	名 称	尾道市瀬戸田西市民スポーツ広場
		所在地	尾道市瀬戸田町福田 577 番地 4